

長門市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年2月3日

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 岩藤 睦子

第1 監査の概要

1 監査の実施方法

監査委員は、長門市監査委員監査基準（令和2年長門市監査委員公表第3号）に準拠して監査を行った。

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による監査）は、令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等の規定に基づき適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性についても意を用いて実施した。

監査の実施方法は、次のとおりである。

(1) 実地監査

監査資料の提出を求め、監査委員及び監査委員事務局職員が監査対象機関及び監査対象施設等に往査し、質問、照合、実査及び確認等の監査技術を用いて実施した。

(2) 書面監査

予算規模が小規模な機関等については、監査資料の提出を求め、財務会計システムにより出納関係書類の確認を行う等、書面による監査を実施した。

2 監査の実施状況

(1) 監査の期間

令和4年7月22日から令和5年1月20日まで

(2) 監査対象機関

区 分	監査対象機関数	
	実地監査	書面監査
本庁（課）	19	6
出先機関等	1	43

3 重点監査項目

(1) 前回の監査指摘事項等は改善されているか。

(2) 財務に係る事務は適正に行われているか。

第2 監査の結果

監査の結果、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行状況については、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部には留意改善すべき事務処理が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行の際、口頭等により改善又は検討を要望した。

1 指摘事項

(1) 職員の扶養手当の返納に係る事務について

職員の扶養手当については、長門市一般職の職員の給与に関する条例第9条に定められている。

扶養親族の認定については、長門市職員の扶養親族の認定に関する規則第4条にその者の勤労所得、事業所得、資産所得等の合計額が年額130万円程度を超えるものは扶養親族としない旨定められている。

令和3年7月の総務課による扶養親族の調査において、被扶養者の収入が130万円程度を超えていたため扶養親族から外れ、扶養否認により扶養手当を遡及返納した者の中に法第236条の時効により消滅し返納されなかった扶養手当があった。

扶養親族の調査については、毎年、総務課の扶養手当の調査と山口県市町村職員共済組合の組合員証等の検認に係る被扶養者の調査が行われている。

扶養手当の過支給の理由に、対象者聞き取りの結果、現況の把握漏れ等に起因するとあるが、返納されなかった扶養手当の過支給分は結果として市の負担となっている。

については、長門市職員の扶養親族の認定に関する規則等により適正な事務処理を徹底するよう努められたい。

【総務課】

(2) 支出事務について

支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手方から適法な支払請求書を受領して30日以内（工事代金は40日以内）、定めていない契約においては、15日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。

しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあった。

支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。

【企画政策課、税務課】

(3) 還付事務について

法第236条第1項では「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的にするものについても、また同様とする。」と定められている。

しかしながら、下水道使用料において、時効により還付できない債権の還付を行っている事例があった。

については、法令に従って適正に管理され、債権管理マニュアルの時効管理の徹底を図りたい。

【上下水道局】

2 意見

・支出事務について

見積書や請求書等において、相手方が日付を記載せず、職員がその日付を記載していると認められるものがあった。

請求書等に日付の記載がない場合、見積書の有効期限や相手方が支払請求をした日が不明確となり、支払期限も定まらないこととなる。また、職員が実際の請求日より後の日付を記入した場合には、支払遅延を回避する不適切な経理事務や公文書改ざんなど、市政に対する信用や信頼を失わせる行為に繋がるおそれがある。

業者や市民から提出された請求書、納品書あるいは申請書などの書類を受理した場合は、不備のないことを確認するとともに、不備があった場合は、職員が加筆又は訂正をすることなく、相手方には是正を求めるなど適切に対応をされたい。

別表

令和4年度 実地監査実施状況

監査実施日	曜日	監査対象	監査委員
令和4年 7月22日	金	上下水道局 総合窓口課	岡村節子、岩藤睦子
28日	木	財政課 高齢福祉課	岡村節子、岩藤睦子
8月5日	金	税務課 子育て支援課	岡村節子、岩藤睦子
10日	水	教育総務課 産業戦略課	岡村節子、岩藤睦子
19日	金	総務課 観光政策課	岡村節子、岩藤睦子
25日	木	農林水産課 消防本部	岡村節子、岩藤睦子
11月4日	金	学校教育課 生涯学習・文化財課	岡村節子、岩藤睦子
11日	金	生活環境課 市民活動推進課	岡村節子、岩藤睦子
18日	金	企画政策課 地域福祉課	岡村節子、岩藤睦子
25日	金	監理管財課 防災危機管理課	岡村節子、岩藤睦子

上記以外の課等にあつては、提出された監査資料により書面審査を行った。